

# 防犯対策マニュアル

多機能型事業所 アイユー

# 防犯対策マニュアル

## 1

### (1) はじめに

アイユーを利用されているお子様、保護者の皆様及び職員の生命の安全を守るために、キャンバスゲート建物内に侵入した不審者に即座に対応できるように、マニュアルを策定する。

### (2) 日常の安全管理

- ① 職員の不審者対応訓練の実施。
- ② 防犯対策マニュアルの定期的な見直し、及び改善。
- ③ 万一の場合の避難経路や避難場所、及び家族や関係機関との連絡先、連絡方法をあらかじめ定めておく。
- ④ 職員間の緊急時の連絡体制を整備する。
- ⑤ 防犯に係る設備（非常口、鍵、避難経路、防犯グッズなど）の定期的な点検、確認。
- ⑥ 療育時間中は、後の扉は施錠し、前の扉は閉める。

## 2

### (1) 基本的事項

- ① 不審者は、犯罪に関わる者から、迷惑行為者に至るまで範囲が広いので、その対応は、相手に応じ適切な方法で行う。
- ② 相手の顔色、目の動き、手足の動き等に注意し相手から目を離さない。相手の状況を冷静に判断する。
- ③ 冷静な態度、穏やかな言葉遣いを保ち、相手の挑発に乗らない。
- ④ 可能な限り、複数で対応することが望ましい。
- ⑤ 緊急を要する場合は、速やかに110番通報を行う。
- ⑥ 不審な点が解消した場合は、速やかに質問を打ち切り、わずかな時間でも手間をおかけしたことに感謝の気持ちを表すことを忘れない。

### (2) 基本的留意事項

- ① 不審者を犯人扱いせず、やりすぎないように注意する。
- ② 呼びかけの第一声は、丁寧に明るく注意する。

- ③ 呼びかけながら相手の挙動に注意し、油断や即断はしない。
- ④ 相手の人相、身長、体格、衣類等の特徴を掴む。できれば、メモする。
- ⑤ 飲酒者等の扱いには、行き過ぎや怪我をさせないように十分に注意する。

### (3) 基本的な緊急対処方法

- ① 2名以上で対処する。  
1人の場合は、相手と適切な距離を保ちながら対応し、他の職員が来るのを待つ。
- ② 動向を観察しながら接近し、声をかける。  
その際は、1～1.5メートルほど距離をあける。
- ③ 一旦、施設外に退去しても再び侵入する可能性もあるので、敷地外に不審者、迷惑行為者が退去したことを見届ける。
- ④ 退去後も、しばらくの間は対応した職員がその場に残って様子を見る。
- ⑤ 保護者の待機場所に職員が不在の場合は、職員の誘導のもと行動していただく。

### (4) 安全確保

- ① 利用されているお子様、保護者の皆様の安全確保を最優先する。
- ② 職員の安全を守る。
  - ・職員一人で対応するのではなく、複数の職員で対応するなど、日頃の防犯訓練などを通して、様々な場面を想定した上で、どのように職員間で連携を図れるかを検討する。

## 3

### (1) 来訪者の対応

来訪者があった場合は、複数で対応し、事業所とどういう関係なのかを見極める。

### (2) 不審者がどうかの判断

不審者とは、「敷地内に、正当な理由なく侵入してきたもの」のことを言う。

以下の手順で不審者かどうかを確認する。

- ① 外見を確認する。
  - ・顔の認識ができないフルフェイスのヘルメット等を被っている。刃物やバットなどの凶器類を持っている。泥酔している様子など明らかな場合は、不審者とする。
  - ・外見上、明らかな不審者を敷地内で確認した場合は、即座に「通報+避難」の段階に向かう。  
建物外にいる場合は、出入り口を施錠したままにして、不審者が建物内に入れないようにする。
- ② 声かけを行い、要件を伺う。

- ・声かけを行う際は、1～1.5メートル程度離れた場所から、必ず2人以上で行う。1人の場合は、相手と適当に距離を保ちながら対応し、他の職員が来るまで待つ。
- ・相手を刺激することのないように、言葉遣い等に配慮して対応する。
- ・利用者の関係者を名乗る場合は、名前を確認し、保護者に確認する。
- ・業者の場合は、目的を確認する。

### (3) 不審者と判断した場合：退去を求める

- ① まわりの職員に声かけをする。
  - ・不審者の疑いがあるものが建物内にいることを周囲の職員に知らせる。
  - ・通報は、声かけする職員とは別の職員が行う。
- ② 丁寧に、敷地内から退去していただくように求める。  
「ご用がないようですので、すみませんがお帰りいただけますか」

### (4) 通報と避難

来訪者が不審者であった場合は、通報を行い、利用者の避難を行う。

- ① 通報する
  - 声かけした職員が不審者と判断した場合は、別の職員に通報を依頼する。
- ② 避難する
  - お子様、保護者を不審者の目の届かない位置に避難させる。
  - (避難場所)
    - ・不審者が建物内にいる場合は、可能ならば建物外に出る。  
人の多い場所（駅方面）へ避難することが望ましい。  
建物外に出ることが難しい場合は、一つの部屋に職員ともに入り、施錠をする。
    - ・不審者が建物外にいる場合は、建物内にいて施錠したままにする。
    - ・避難後は必ず、人数を確認する。

### (5) 誘導、防御

- ・お子様、保護者から不審者を遠ざける位置に誘導する。
- ・誘導に応じない場合は、無理をしない。
- ・暴言や暴力的な行動をとる不審者には、絶対に近づかない。
- ・暴力的な行動をとる不審者には、身近なものを手に取り、威嚇を行っても良いが、相手に余計な刺激を与えたり、手に取ったものを取られたりすることもあるので、注意が必要。

## (6) 再び侵入したどうかの確認

退去に応じた不審者が再び侵入を試みる可能性があるため、不審者対応を行なった職員はしばらく侵入経路を監視する。

## (7) 事後対応

- ・警察に状況報告をする。
- ・お子様、保護者が安全に帰宅できたかを確認する。
- ・報告書を作成する。

## ※緊急の場合の建物内放送

「ただいま、青木さんから荷物が届きました。早急に対応をお願いします」

## 不審者への対応例

「不審者が建物内に入ってきた場合」

